

2017.1.4

PL レポート <2016 No.10>

■ 「PL レポート」は原則として毎月第1営業日に発行。製造物責任（Product Liability: PL）や製品安全分野における最近の主要動向として国内外のトピックスを紹介します。「解説コーナー」では、注目されるトピックスを取り上げ、解説を行います。

国内トピックス：最近公開された国内の PL・製品安全の主な動向をご紹介します。

○「第10回製品安全対策優良企業表彰」受賞企業が決定

（2016年11月7日 経済産業省）

経済産業省は、2016年11月7日「第10回製品安全対策優良企業表彰」受賞企業を決定したことを発表した。

製品安全対策優良企業表彰は、民間企業の製品安全に対する積極的な取組を促進し、社会全体として製品安全の価値を定着させることを目的として、平成19年度より経済産業省が実施している取組である。製品安全に対して積極的に取り組む企業が自社の取組を応募し、学識経験者、消費者団体代表等で構成する審査委員会において審査する。本年度は、書類による一次審査（7月）、プレゼンテーションによる二次審査（9月）、委員による現地ヒアリング審査（9月・10月）を実施。10月の審査委員会において最終審査を行って受賞企業を決定した。

本企業表彰は「製品安全対策優良企業表彰」と「特別賞」があり、応募できる企業の対象を「消費生活用製品の製造事業者・輸入事業者及び小売販売事業者」、「消費生活用製品に関連した事業を行っている団体、または企業」としている。

2016年11月18日に東京で行われた「第11回製品安全総点検セミナー」において、受賞企業表彰式及び経済産業大臣賞受賞企業による講演が行われた。

本年の表彰企業は以下のとおり。

- (1) 大企業 製造・輸入事業者部門
経済産業大臣賞 パナソニック株式会社 エコソリューションズ社
商務流通保安審議官賞 三協立山株式会社 三協アルミ社
優良賞（委員会賞） ダイキン工業株式会社
優良賞（委員会賞） 株式会社ワコール
- (2) 大企業 小売販売事業者部門
経済産業大臣賞 株式会社ニトリホールディングス
商務流通保安審議官賞 該当企業なし
優良賞（委員会賞） 株式会社カインズ
- (3) 中小企業 製造・輸入事業者部門
経済産業大臣賞 京都機械工具株式会社
商務流通保安審議官賞 三陽金属株式会社
商務流通保安審議官賞 有限会社鈴文
優良賞（委員会賞） エビス株式会社
- (4) 中小企業 小売販売事業者部門
経済産業大臣賞 該当企業なし
商務流通保安審議官賞 株式会社大一電化社

商務流通保安審議官賞 株式会社ダイワ
優良賞（委員会賞） 該当企業なし

(5) 特別賞

ヤマトマルチメンテナンスソリューションズ株式会社
株式会社友和

出所：（経済産業省）「第 10 回製品安全対策優良企業表彰」受賞企業が決定しました

<http://www.meti.go.jp/press/2016/11/20161107001/20161107001.html>

○消費者安全調査委員会が、「玩具による子供の気道閉塞事故」調査を決定

（2016 年 11 月 18 日 消費者安全調査委員会）

消費者安全調査委員会（消費者事故調）は、2016 年 11 月 18 日に行われた第 51 回消費者安全調査委員会で、「玩具による子供の気道閉塞事故」を調査することを決定した。

消費者事故調は 2015 年 12 月 18 日に「子供による医薬品誤飲事故」の報告書を公表し、子供が開けにくい包装容器の導入策を検討するよう国に提言している。

子供が玩具を誤嚥する事故は、事故予防の注意喚起がなされているにもかかわらず同種類別の事故がなくなることや、気道閉塞による窒息という重篤な被害に至る可能性があることから、複数の事故事例も含めて広く調査することとなった。

再発防止に向けて、まず、どのような玩具によりどのような状況で事故が起こっているのか、ヒヤリハット事例も含めて調査を行い、事故の全体像を把握し、その上で、再発防止策と気道閉塞になった場合の救護処置についても検討する。

出所：（消費者庁）第 51 回 消費者安全調査委員会 議事要旨

<http://www.caa.go.jp/csic/action/pdf/161118youshi.pdf>

○「コイン形リチウム一次電池の誤飲防止パッケージガイドライン」を東京都が公表

（2016 年 11 月 2 日 東京都）

東京都生活文化局消費生活部生活安全課は、2016 年 10 月に一般社団法人電池工業会が発行した「コイン形リチウム一次電池の誤飲防止パッケージガイドライン」を、「東京くらし WEB」で公表した。

近年、機器の小型化により、家庭内でもコイン形リチウム一次電池を取り扱う機会が増えており、子供（乳幼児）が誤って電池を飲み込む事故が発生している。東京都では 2015 年 12 月 16 日に「子供に対するコイン形電池等の安全対策報告書」を発行し、広く注意喚起を行っていた。

東京都と並行して一般社団法人電池工業会は、子供の生命の安全を最優先に考え、乳幼児が素手で開けられないパッケージの基準作りを 2015 年 10 月より開始し、本ガイドラインを発行した。

本ガイドラインは、コイン形リチウム一次電池を国内に販売、製造、流通、輸入のいずれかを行う業者によって、日本国内で販売される一般コンシューマー向けのコイン形リチウム一次電池を収めたパッケージを対象としている。

本ガイドラインでは、乳幼児がパッケージから電池を取り出し飲み込み、電池が食道に留まり、化学やけどによる事故となることを未然に防止するため、容易に開封ができないパッケージの基準・評価方法を定めている。

誤飲対策パッケージの原則を、「乳幼児が飲み込めないサイズであること」および「乳幼児が素手で開封できないものであること」とし、以下の点についての基準を示している。

1. パッケージサイズ

2. パッケージ仕様
3. パッケージ強度
4. 推奨パッケージ構造

出所：(東京都)「コイン形リチウム一次電池の誤飲防止パッケージガイドライン」が発行されました

<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/jigyosha/coindennchi-guideline.html>

○厚生労働省・消費者庁が「加熱調理を前提とした食品の食中毒の予防について」を発出

(2016 年 11 月 29 日 新日本スーパーマーケット協会ホームページ)

新日本スーパーマーケット協会は、11 月 29 日、厚生労働省と消費者庁が 11 月 28 日に同協会宛に通知した「加熱調理を前提とした食品の食中毒の予防について」を受領したと公表した。これは、10 月下旬から同一製造者の冷凍メンチカツを原因食品とする腸管出血性大腸菌 O157 による食中毒事例が広域で確認されたことを受けたもの。

本件は関係自治体で調査中であるものの、厚生労働省等は未加熱の食肉調理品を製造・販売する事業者に対して、下記を踏まえ、文字の大きさや配置にも配慮した容器包装への表示、店頭表示等、適切な手段によって、調理方法や使用方法等、安全な喫食方法を分かりやすい表現で消費者に情報提供するよう求めている。

1. 食肉調理品（特にメンチカツやハンバーグ等、挽肉を使用した製品）で未加熱の状態で販売されているものは、その製品特性上、内部にまで食中毒の原因となる菌等が存在する恐れがあるため、中心部の色の変化するまで、十分に加熱する必要があること。
2. 未加熱の食肉調理品から、他の加熱せずに摂取する食材や調理済み食品への交差汚染を防ぐため、以下の点に留意すること。
 - ① 未加熱の食肉調理品を触った後は、よく手を洗う必要があること。
 - ② 加熱前後で器具（菜箸、トング等）や食器を使い分けるか、または、その都度、洗浄・殺菌して使用する必要があること。
 - ③ カツ類・フライ類等、衣が付いた製品についても同様であること。

出所：新日本スーパーマーケット協会ホームページ掲載のリリース

<http://www.super.or.jp/?p=8719>

厚生労働省・消費者庁からの同協会宛通知

<http://www.super.or.jp/wp-content/uploads/2016/11/20161128kanetsu.pdf>

○消費者庁・農林水産省が「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間取りまとめ」を公表

(2016 年 11 月 29 日 消費者庁ホームページ)

消費者庁と農林水産省は、11 月 29 日、「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間取りまとめ」を公表^{*1}した。これは、「総合的な TPP 関連政策大綱（2015 年 11 月 TPP 総合対策本部決定）」等を踏まえ、消費者庁と農林水産省の共催で本年 1 月から 11 月までの全 10 回にわたる検討会の結果を取りまとめたもの。

加工食品の原料原産地表示に関する今後の主な表示対象、方法は以下のとおり。

項目	内容
対象加工食品	国内で製造した全ての加工食品 (ただし、外食、いわゆるインスタ加工等を除く)
対象原材料	製品に占める重量割合上位 1 位の原材料
表示方法	【原則】 国別重量順表示とし、重量割合の高い順に国名を表示する

	例：大豆（A 国、B 国） 大豆（A 国、B 国、C 国） 3 か国目以上は、「その他」と記載できる 大豆（A 国、B 国、その他） 【例外】 産地切替え等のたびに容器包装の変更が生じると見込まれる場合、可能性表示※²や大括り表示※³等で表示することができる
その他	・食品の容器包装に表示する ・可能性表示や大括り表示等をした場合は、インターネット等により、自主的に補足的な情報開示に努める ・実施までに一定の経過措置をおく ・制度内容や用語の意味等について、消費者啓発を推進する

公表情報を基にインターリスク総研にて作成

※1：公表 URL：<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/hyoji/attach/pdf/161129-1.pdf>

※2：可能性表示：過去の取り扱い実績に基づき、使用可能性のある複数国を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法。

例：大豆（A 国又は B 国）、大豆（A 国又は B 国又はその他）

※3：大括り表示：3 以上の外国の産地表示を「輸入」と括って表示する方法。輸入品と国産を混合して使用する場合は、輸入品（合計）と国産との間で、重量の割合の高いものから順に表示する。

例：大豆（輸入）、大豆（輸入、国産）

出所：（消費者庁）加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間取りまとめの公表について

http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/other/pdf/food_labeling_other_161129_0001.pdf

海外トピックス：最近公開された海外の PL・製品安全の主な動向をご紹介します。

○（米国）NHTSA がハイブリッド/電気自動車への対歩行者事故防止用の車両接近通報装置の装着を義務付け

（2016 年 11 月 14 日 NHTSA）

NHTSA（National Highway Traffic Safety Administration：米国国家道路安全局）は 11 月 14 日、ハイブリッド/電気自動車（以下、HV/EV）が低速走行中に歩行者にその接近を知らせるための警報装置（車両接近通報装置）に関する規格 FMVSS No.141（Federal Motor Vehicle Safety Standard：連邦自動車安全基準）※を公表した。

今回、車両重量が約 4,500 kg（10,000 ポンド）以下の 4 輪車が、後退時および 30km/h 以下で走行（前進）している際には警告音を発生する装置を装着することが定められた。

HV/EV の製造事業者においては、2018 年 9 月 1 日までに、同規格に準拠した装置を対象車両の半数に装着、2019 年 9 月 1 日までに、全ての対象車両について装着することが求められている。NHTSA は、対象となる全ての HV/EV に警報装置が取り付けられることにより、約 2,400 人/年の歩行者の事故を防止できると見込んでいる。

※詳細については、下記 URL の Final Environmental Assessment のリンク先にアクセスして“Minimum Sound Requirements for Hybrid And Electric Vehicles - Final Environmental Assessment”を参照のこと

http://www.nhtsa.gov/About-NHTSA/Press-Releases/nhtsa_quiet_car_final_rule_11142016

○（米国）CPSC と CBP が共同で危険な玩具の輸入阻止の活動 （2016 年 11 月 17 日 CPSC）

CPSC(Consumer Products Safety Commission : 米国消費者製品安全委員会)は、11 月 17 日、冬期休暇の販売商戦を前に、同委員会と CBP (U.S. Customs and Border Protection : 米国税関・国境警備局) が共同で、危険あるいは違法な玩具や子供用製品の米国への輸入阻止に向けて、当該製品に係る摘発、差し押さえ等に関する活動を開始したと発表した。この活動に加えて同委員会は、国内外の製造事業者に対して法令の遵守を強力に指導するという。

CPSC と CBP は過去 4 年間にわたり同様の活動を行い、鉛の含有、小部品、突起物、警告ラベルの表示等に関して、同国の安全法令に違反する約 4,500 品目/800 万点の玩具や子供用製品の輸入阻止に努めてきている。また、市場でリコールされた同種製品は、2008 年度の 172 品目（うち鉛の含有違反は 19 品目）から 2016 年度には 24 品目（うち鉛の含有違反は 1 品目）と減少傾向にあるという。

○オーストラリアで低延焼性タバコの規格を満たさない製品を販売した事業者が是正措置を実施 （2016 年 11 月 24 日 ACCC）

ACCC (Australian Competition and Consumer Commission : オーストラリア競争・消費者委員会)は 11 月 24 日、山火事の防止等を目的とした同国のタバコの低延焼規格(Reduced Fire Risk Standard、以下 RFR 規格)※に適合しないタバコを販売した二事業者から提出された再発防止案の受諾を発表した。

このうち一社については、二種類の新製品について、RFR 規格適合性試験をせずに販売した上、その後実施した試験では、これらの製品が不適合品であることが判明し、2015 年 9 月 1 日から 10 月 14 日までの間に、約 30 万箱の不適合品を適合品の表示付きのパッケージで市場に流通させていた。

同社においては、不適合品の自主回収を実施し約 20 万箱を回収したことに加え、在庫管理システムを変更することにより、RFR 規格に適合しない製品が市場に供給されないようにすること、製品のサンプルが RFR 適合性試験に合格しない限り、製品が市場に供給されることがないようにする再発防止策を提出するとともに、ニューサウスウェールズ州の山火事防止事業に、30 万オーストラリアドル（約 2,700 万円）の寄付をすることに同委員会と合意した。

※RFR 規格は、タバコが原因の山火事等の発生とそれらによって生じる人的・物的被害を防止するために、同国内で販売されるタバコは火の付いたまま放置しても自然に火が消えるように、その巻紙の一部に気体（酸素）を通し難くして燃焼を抑えるような加工を施すことを要求している。

詳細は <https://www.legislation.gov.au/Details/F2009C00252> を参照のこと。

解説コーナー：注目されるトピックスを取り上げ、解説を行うコーナーです。

抱っこひも安全協議会が抱っこひものヒヤリ・ハット情報を収集 ～ヒヤリ・ハット情報の重要性を踏まえた業界団体の好取組事例～

抱っこひも安全協議会※¹は、11 月 24 日、抱っこひもを使用する中でのヒヤリ・ハット情報を消費者から広く募集するためのアンケートを開始しました※²。同協議会によると、本アンケート結果を踏まえ、今後の安全啓発活動や会員企業の製品開発、取扱説明書の内容などに反映していく予定です。

抱っこひも等※3による事故は国内外問わず少なくありません。当該状況を受けて、平成 26 年に東京都が抱っこひも等の事故実態と安全対策に向けた報告書※4を作成しています。本報告書によると、平成 21 年以降、抱っこひも等からの転落事故を 117 件把握され、うち 27 件が入院を要する重傷事故であったことが報告されています。また、乳幼児と同居する保護者 3000 人に実施したアンケートでは、2%が抱っこひも等からの転落（転倒）の経験があり、7%が転落（転倒）しそうになった経験があると回答しています。

一方で、本報告書において、抱っこひも等で危ない（と感じた）経験をした後に、どこに報告をしたかという問いに対しては、96.5%が「報告しなかった」と回答しており、メーカーへの報告が極めて少ないことが指摘されています。その理由として、抱っこひも等における「危害」「危険」「ヒヤリ・ハット」が発生した原因については、88.8%が「保護者（親等）の不注意だった」と感じていることが挙げられています。

さらに、本製品の特徴として、ネット通販による購入が 4 割程度、海外製品がシェアの 5 割程度であることが本報告書に示されているほか、保護者の友人等からの譲り受けやプレゼントとして貰うことも少なくない製品といえます。このために、仮にヒヤリ・ハットの経験をしたとしても、当該製品の製造事業者や輸入事業者に対して連絡・報告することが難しいことも考えられます。

抱っこひも等は上記のとおり事故の頻度、危害の大きさともに留意すべき製品であり、かつ、危害を受けやすい乳幼児を対象にした製品です。その安全性をよりいっそう高めていくために、事業者として、過去の事故・不具合やヒヤリ・ハットを十分に踏まえたリスクアセスメント、アセスメント結果を踏まえた製品安全対策の促進、取扱方法に関する消費者への周知活動の一層の推進などが求められます。一方で、上記のとおりヒヤリ・ハット情報を事業者が収集しづらい状況にある中で、業界団体が中心になってヒヤリ・ハット情報の収集を進める今回の取組は本製品の事故の未然防止に向けて有益な取組といえます。

今回のアンケートは、自治体ホームページ、マスメディア等の媒体も通じて消費者に告知、募集がなされていますが、ヒヤリ・ハット情報の収集をより効果的なものとしていくためには、同協議会において当該情報の重要性を消費者に対して周知していくとともに、今回のような取組を継続的に実施していくことが期待されます。

※1 抱っこひも安全協議会は日本国内で抱っこひもを輸入・販売する 37 社で構成され、抱っこひもの安全な使い方や事故事例の共有などを行う任意団体

※2 詳細は下記 URL を参照

<http://dakkohimo.jp/archives/news/survey>

※3 抱っこひも等とは、抱っこひも、抱っこベルト、スリングなど、保護者が子供を抱っこまたはおんぶする際に使用するもの全般

※4 詳細は下記 URL を参照

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/KONDAN/2014/12/40ocp100.htm>

EC の製造物責任（PL）指令と EU 加盟各国の PL 法制の関係 ～PL 指令と EU 司法裁判所、各国法制の関係を踏まえた留意点～

本レポート前月号（2016 No.9 2016 年 12 月 1 日発行）で、EU が製造物責任（PL）指令の評価と適合性確認を 2017 年 7 月に完了する予定で実施することを紹介しました。

PL 指令は、以下「1. PL 指令の概要」に示すとおり、EU 域内の製造物責任立法のための基本要素を定めた法であり、加盟国は一定の裁量権を持って国内法として立法します。

PL 指令を含む指令で定められた内容については、加盟各国には受け入れ、指令に沿う立法措置の義務がありますが、その点、EU 司法裁判所（The Court of Justice of the European Union : CJEU）が EU 域内で指令が統一的に適用されることを確保する役割を担っています。すなわち、もし加盟各国による受入れ、立法化に問題があり（例：国内法の内容が PL 指令の内容と齟齬している）、司法判断が必要となった場合、CJEU が最上位裁判所として判断を行います。

一方、指令に基づいて立法された国内法に基づく個々の訴訟において、PL 指令等の EU 法の適用、解釈の必要が生じた場合については、基本的に CJEU が直接判断を行うことはできず、各国の裁判所が判断を行います。EU 全域で各国国内法を通じた EU 法の実質的、統一的な適用に資する観点から、CJEU による「先決裁定手続（Preliminary reference）」と呼ばれる手続が設けられています。

「先決裁定手続」のもと、加盟国の裁判所は EU 法の問題について CJEU へ付託することができ、その場合の CJEU の判断は当該加盟国の裁判所を拘束します。また、加盟国の裁判が最終審である場合には CJEU へ付託することが加盟国に義務付けられています。

今回は、現行の PL 指令を概観した上で、CJEU の役割も踏まえ、PL 指令と加盟各国の法制の関係について説明します。

1. PL 指令の概要

PL 指令の概要は以下のとおり。

(1) 対象製品の定義

工業的に生産された動産（他の動産または不動産に組み込まれた場合を含む）で、電気を含む。1999 年の改定で、未加工の農産物とゲームを加盟国の選択に任せるオプション条項が撤廃され、農産物、畜産品、海産物についても全加盟国で対象となった。

(2) 責任主体

①製造業者

完成品、原材料、部品の生産者、および自己の商号や商標を製品に付して自らを製造業者として表示した者（表示製造者）

②EU 域内への輸入業者

販売業者については、事故発生時に製造業者（あるいは輸入業者）が特定できない場合で、販売業者に対して製造業者が誰かを特定するよう要求がなされ、一定期間内（期間の定めには EU 加盟国で差がある）に製造業者が誰かを特定できなければ、販売業者が製造業者とみなされ責任を負う。

(3) 欠陥

①定義

消費者が当然に期待する安全性を有していない場合、製品に欠陥があるとみなされる。

②判断基準

具体的な判断基準は以下のとおり。

- (a) 製品の特徴（性能、効能等）
- (b) 通常合理的に想定される使用方法

③判定時期

製品が流通過程におかれた時期を基準に判定する。また、より優れた製品が後に販売されたという理由のみで、先行製品が欠陥とみなされることはない。

(4) 損害の定義

対象となる損害は次のもの。

- ①死亡または人身傷害による損害
- ②事故の原因となった欠陥製品以外の財産に生じた 500 ユーロ以上の損害のうち、以下に該当す

る損害

ア. 通常、個人的な使用または消費が想定されているもの

イ. 被害者により主として個人的な目的で使用または消費されていたもの

(5) 出訴期限

被害者が提訴できる期限は、被害者が損害の発生、欠陥の存在、製造業者を認識した、あるいは認識できたと合理的に推定される日から3年以内で各国法で規定する。

また、出訴期限の停止や中断の取扱については、指令では規定せず各国法に委ねている。

(6) 時効

被害者が製造業者等を訴えられる期間は、事故の原因となった「製品が流通過程に置かれた日」から10年後に消滅することを各国法で規定する。

(7) オプション条項

①開発危険の抗弁

加盟国はその国内法により、第7条に定める「開発危険の抗弁」を採用しないこともできる。

②賠償金額の制限

加盟国はその国内法で、同一の欠陥を原因とする人身傷害に対する賠償金額について7,000万ユーロを下回らない上限を設けることができる。

2. CJEU の役割

CJEU の基本的な役割は本稿の冒頭に述べたとおりですが、実際に CJEU が判断を下し、CJEU の役割を特徴的に示す事例を以下に紹介します。

①判決—各国 PL 法と PL 指令に齟齬ある場合の直接的な是正プロセスへの関与

販売業者も製造物責任を負うとするフランス PL 法の規定が PL 指令に合致していないという EC による訴えについて、CJEU は EC の主張を認め、フランス政府に PL 指令への完全な準拠を命じるととともに罰金を科しました。

また、デンマーク PL 法に関しても、同様に EC からの訴えに基づき、中間販売業者も製造業者と全く同じ責任を負うとした規定が PL 指令に違反するとの判断を下し、その結果、同国の PL 法が改正されました。

②先決裁定手続—PL 指令上の定め（欠陥、損害の定義等）に関する解釈への間接的関与

本稿冒頭に記載したとおり、PL 指令の解釈や各国の PL 法との適合に関して、CJEU が加盟国の裁判所から受けた照会に対し判断を行う「先決裁定手続」を行う役割も担っています。以下に最近出された例を紹介します。

人体に埋め込まれたペースメーカーや除細動器にごく僅かな割合で不具合が発生することが発見され、機器を取り外す費用を支払った医療保険会社と医療機器の輸入業者との間で争われたドイツ国内の PL 訴訟において、CJEU は、先決裁定手続を通じ、個々の機器ごとに欠陥を証明することが出来なくても、同じ機種に潜在的な欠陥がある場合は、その全ての製品に欠陥があると判断することが出来るとの判断を下しました。さらに、埋め込まれた機器を取り外し、新しい機器を入れ替える費用を損害として認めることができると判断しました。

(Joined Cases C-503/13 and C-504/13, Boston Scientific Medizintechnik GmbH v AOK Sachsen-Anhalt and Others 2015 年 3 月 5 日判決)

上記①②の事例にも示されるように、EU 域内で加盟国における PL 法の立法化や PL 指令との整合性については CJEU が裁判管轄を有する（上記①の事例が該当）ほか、国内法に基づく個別訴訟において PL 指令の適用・解釈に関して疑義が生じた場合にも、「先決裁定手続」という制度を通じ、CJEU が事実上の最上位裁判所として機能（上記②の事例が該当）します。

一方、PL 指令で規定されない点（例：販売業者が製造業者を特定する期間等）や、民事訴訟手続き、損害額の具体的認定、鑑定人の取扱いや判決の執行の方法などについては、加盟各国の裁判所が国内法に基づいて判断を下します。

3. EU の PL 制度の特性を踏まえた留意点

以上に説明しましたとおり、EU の製造物責任は、基本事項の適用・解釈に関する EU としての PL 指令の範囲内での「統一性」と、各国の裁量により採用したオプション、各国法に基づく固有の訴訟手続、損害認定、判決の執行などの「多様性」から成る二層構造となっており、一定の統一性はありながらも単純に EU として一括りにできない面があります。

一般に、EU における PL リスクは、米国のそれと比較すると高くないといわれていますが、EU に進出する企業としては、このような EU の特性を理解し、PL 指令の内容や CJEU の判断など EU の PL 制度の共通部分について把握すると同時に、加盟各国の国内法や、それによって規定された固有の訴訟手続等の法制度などについて、進出国に応じてその内容を確認することが求められます。

インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

【製品安全/PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべき PL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全/PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

PL MASTER 代表的なメニュー例

- I. マネジメントシステム構築・運営**
製品安全管理態勢に関する簡易評価
リスクアセスメント態勢の導入支援
- II. 製造物責任予防(PLP)対策**
個別製品に関するリスクアセスメント
指示警告に関する簡易評価
- III. 製造物責任防衛(PLD)対策**
PL事故対応マニュアルの策定
リコールに関する緊急時対応計画の策定
- IV. 教育・研修**
リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)
PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング
- V. 調査研究・情報提供**
判例・事故例の調査分析
各国の生産物賠償法一覧の提供

JNS&AD

© InterRisk Research Institute & Consulting, Inc. |

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研 事業リスクマネジメント部 CSR・法務グループ (TEL. 03-5296-8912)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

インターリスク総研の食品リスク対策関連サービス

【食品リスク対策関連サービスのご案内】

- ・消費者にとって、「食の安全」は最大の関心事である一方、食品業界では、食中毒や製品回収などの事故が多発、悪意に基づく人為的な食品汚染（食品テロ）なども発生しています。
- ・このような中、食品関連企業にとって、一般的衛生管理や品質管理態勢の強化にとどまらず、HACCP の導入や意図的な異物混入等に対する対策を実施し、安全性を一層向上させることが喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、様々な悩みを抱えている食品関連企業の皆様に対して、食中毒や異物混入対策、食品防御（フードディフェンス）対策等、ご要望に応じた豊富なコンサルティング実績があります。
- ・このような実績を踏まえ、食品リスク対策のためのコンサルティングやセミナー等のサービスメニュー「食品 RM MASTER」をご用意しております。
- ・食品リスク関連の課題解決に向けて、ぜひ、「食品 RM MASTER」をご活用ください。

食品RM MASTER 代表的なメニュー例

- I. 食品コンプライアンス**
コンプライアンス態勢の確立
- II. 食品衛生・品質管理**
食品衛生管理態勢の改善
異物混入対策の強化
品質管理態勢全般の改善
取引先監査の実施
- III. 食品安全マネジメント**
HACCPシステムの構築・認証取得・維持改善
ISO22000・FSSC22000の認証取得・維持改善
- IV. 食品リスクコミュニケーション**
食品誤表示対策
食品事故対応マニュアルの策定
- V. 食品防御**
フードディフェンス対策

JNS&AD

© InterRisk Research Institute & Consulting, Inc. |

「食品 RM MASTER」をはじめ、弊社の食品リスク対策関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研 事業リスクマネジメント部 CSR・法務グループ (TEL. 03-5296-8912)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2017